

第2期中野区子どもの権利委員会 答申
(案)

令和8年(2026年)5月
第2期中野区子どもの権利委員会

はじめに ～答申にあたって

中野区子どもの権利委員会は、「中野区子どもの権利に関する条例」第22条第2項の規定に基づき、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)及び子どもに関する取組が、子どもの権利の視点に基づいているかを検証するため、区長の附属機関として設置されました。

第2期の活動は、こども基本法施行から1年が経過した時期に始動しました。国連の子どもの権利条約および本区の条例を根拠に「はじめの一步」を踏み出した第1期の流れを継承しつつ、社会全体で子どもの権利への意識が高まる中で、当委員会が担う検証の役割も、その重要性を一層増した2年間であったと言えます。

今期は「子どもの居場所」をテーマに掲げ、議論を深めてまいりました。「居場所」を単なる物理的な空間に留めず、遊びや多様な活動を通じた人との関わり、そして心の安らぎを含む広い概念として定義し、中野区における現状と課題を多角的に検証しました。

その検証プロセスにおいては、既存の実態調査の結果を参照するのみならず、中野区独自の検証手法を確立するための試行錯誤を重ねました。具体的には、子ども・子育て会議と子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)との意見交換を検証方法の一環に位置づけた他、「子どもの権利の日」を子どもや保護者の生の声を直接聴く貴重な機会ととしてイベントを開催し、多くの声を集めました。さらに、委員が自らの地域のつながりを活かして現場へ赴く「アウトリーチ型ヒアリング」を実施したことは、委員の主体性と専門性を活かした自律的な評価のあり方を示す大きな一歩となりました。

一方で、課題も残されています。中野ティーンズ会議との意見交換を検証方法に位置づけることや、中野区子どもの権利委員会への子ども参加については、実現に向けて継続した検討が必要です。子ども自身が委員として参加する自治体が増えつつある昨今、これらは次期以降の活動に託したい重要な展望です。

こうした活動は、行政との緊密な連携なしには成立しません。委員の自律的な動きを支え、伴走してくださった事務局をはじめとする行政の皆様には深く感謝申し上げます。行政と市民が、適度な緊張感を保ちつつ情報を共有し、市民委員主体で検証・評価を行った今回のプロセスは、市民参加、ひいては市民と行政のパートナーシップを構築する1つのモデルになると確信しています。

最後に、子どもの意見聴取は一部の部署に限定されるものではなく、区政のあらゆる場面において当然の前提となるべきものです。本答申による検証のプロセスが、組織の枠を超えて子どもの権利の視点を浸透させ、中野区がより一層「子どもにやさしいまち」へと進化していく一助となることを願い、ここに答申いたします。

令和8年5月25日
第2期中野区子どもの権利委員会
会長 内田 塔子

<目次>

1	第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって	1
(1)	答申までの経緯	1
(2)	子どもの居場所の定義	3
(3)	子どもの居場所に関する社会的背景の変化と中野区における子どもの居場所の現状	5
①	子どもの居場所に関する社会的背景の変化	5
②	子どもの居場所づくりのための基本的な視点	8
③	中野区子どもと子育て家庭の実態調査からみる中野区の子どもの居場所の現状	13
④	中野区の施策の取組状況	17
(4)	子どもの意見を踏まえた評価・検証の視点	22
2	中野区の子どもの居場所に関する提言	23
	児童館	23
	公園	24
	図書館	24
	子どもの学習スペース	25
	既存の区有施設の利活用など	26
	中高生年代の子どもの居場所	26
	学校	27
	外国にルーツのある子どもの居場所	28
	障害のある子どもの居場所	29
3	第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価	31
(1)	第1期中野区子どもの権利委員会での主な提言の内容について ...	31
(2)	提言を受けた区の施策の取組状況について	35

<付属資料>

- 付属資料1 第2期中野区子どもの権利委員会への諮問について
- 付属資料2 中野区子どもの権利に関する条例
- 付属資料3 中野区子どもの権利に関する条例施行規則
- 付属資料4 第2期中野区子どもの権利条例委員名簿
- 付属資料5 第2期中野区子どもの権利委員会のあゆみ
- 付属資料6 子どもの意見聴取の実施状況

1 第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

(1) 答申までの経緯

諮問事項

- 第2期中野区子どもの権利委員会は、令和6年6月6日に中野区長から以下の諮問を受けました。
 - (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること
 - (2) 推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること
- 第2期中野区子どもの権利委員会では、こども家庭庁において、「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定されるなど、社会経済状況の変化に伴う子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、孤独・孤立・いじめ・不登校・つながりの希薄化など、課題がクローズアップされている社会的な背景等を踏まえ、「子どもの居場所」に関することにテーマを絞って審議をし、答申としてまとめました。
- 子どもの居場所の審議にあたっては、児童の権利に関する条約、こども基本法、こども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する指針」、中野区子どもと子育て家庭の実態調査結果を参考にしつつ、審議を進めてまいりました。

これまでの委員会活動

- 区の他の附属機関である、子ども・子育て会議、子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）との連携が重要であると考え、活動報告や意見交換を行いました。
- 子どもの居場所の必要性や課題については、学識者からの子どもの居場所に関する講義を受けることにより理解を深めました。
- また、区内の様々な施設を訪れ、実際に子どもの意見を丁寧に聴くことを大切にするという方針のもと活動を進め、子どもの意見を基に本答申をまとめました。
- 当委員会のあゆみについては、付属資料5に詳細をまとめています。

1
第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3
第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

実施したヒアリング調査

- 当委員会では、区の子どもに関する取組について、子どもの声を聴くことにより、子ども目線での検証を行うことを大切にしています。
- 子どもの権利の日フォーラムなかの2025をはじめ、区内の各施設や、当委員会委員の身近にいる子どもたちなど、様々な場面で子どもたちから意見を聴きました。
- 当委員会が実施したヒアリング調査は、付属資料6に詳細をまとめています。

子どもの権利の日フォーラムなかの2025

- 令和7年11月1日（土）に開催された「子どもの権利の日フォーラムなかの2025」に参加しました。
- 当委員会の活動紹介を行った後、「みんなで話そう！『中野区にあったらいいなこんな居場所』」と題して、会場内の子どもたちから、子どもの居場所について話を聴きました。
- 意見聴取の形式や当日の様子については、付属資料6に詳細をまとめています。

(2)子どもの居場所の定義

子どもの居場所の定義

- 子どもの居場所の定義について、こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」には、『こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得る』とあります。
- この考え方を踏まえ、当委員会においても、「居場所」とは、家や学校などのような物理的な場所に限らず、遊びや様々な体験活動、人間関係やオンライン空間なども含むものと定義し、審議を行いました。

子どもの居場所についての当委員会の見解

- 活動することを強要されず、ただそこにいて良い、または「何もしない時間」を確保できることも重要な居場所の機能と考えます。
- 家の外に居場所を作ることだけが正解ではありません。家を居心地の良い居場所だと捉える子どもの感性を大切にし、「その子どもが今いる場所」を居場所として認める視点も必要です。
- 「選択しない」という権利を尊重することも重要です。行く・行かない、参加する・参加しないを子ども自身が選べる環境を整えることも必要となります。

子どもの居場所の範囲

- 当委員会では、乳幼児から中高生年代（0歳から18歳）までの子どもを対象とした居場所を中心に審議を行いました。
- 一方、こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」には、『こどもの居場所づくりの対象となる居場所とは、学童期・思春期のみならず、大学生や20代の若者の居場所を含めた概念である。』とされており、一定の年齢で区切るのではなく、若者や大人についても居場所や支援が充実しているか、という視点を持つことも重要です。

子どもの居場所の特徴

- 子どもにとって「ここが居場所である」と感じるところが居場所となります。

1
第2期中野区子どもの権利委員会
の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関する
改善等の提言

3
第1期中野区子どもの権利委員会
の提言を受けた区の施策
の取組状況に関する検証・評価

付属資料

- 家庭や学校については、子どもが一日の大部分の時間を過ごす重要な居場所です。家庭や学校が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるために、保護者や先生などの大人が子どもの権利を理解していることが重要です。
- また、どんな人がいるかということも、その場所が自分の居場所であると感じることに影響します。一緒に居てよいと思える人がいることや、大人からの程よい支援があることが、子どもにとって安心できる居場所につながると考えます。

(3)子どもの居場所に関する社会的背景の変化と中野区における子どもの居場所の現状

①子どもの居場所に関する社会的背景の変化

子どもを取り巻く社会環境の変化

- 少子化、保護者の就労状況の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるコミュニケーションや人との距離の取り方、その他様々な価値観など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

子どもの居場所となりうる場所の減少

- 様々な社会状況の変化により、子どもが自由に遊び、過ごせる場所は減少しています。
- 例えば、公園では柔らかいボール以外のボール遊び禁止などのルールが設けられているところも多くあり、自由な過ごし方が制限されています。同様に、放課後の校庭なども自由に過ごすことが難しい現状があります。
- また、かつては子どもの居場所となりえた空き地のような自由な空間は、都市の構造が変化していく過程でほとんどなくなっています。
- 都市の構造の変化は、道路が整備されるなど、暮らしやすい環境が整えられる一方で、空間が目的別に整備されているため、遊びやゆとりのある、自由な空間が失われてしまいます。
- こういった状況から、子どもにとって、日常生活において自由にのびのびと過ごせる場所、ひいては「居場所」と感じられる場所が奪われてしまっています。
- また、子どもの居場所が減少している中で、子どもたちが家の外で集まるには、カフェやカラオケ、スタジオなど、費用がかかる場所を選ばざるを得ない状況もあります。
- こういった場合は、気軽に安心して過ごせる居場所とは言い難く、また、経済的理由で利用できない子どもにとっては、居たいと思う場所に居られない状況となってしまうことも考えられます。

1
第2期中野区子どもの権利委員会
の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3
第1期中野区子どもの権利委員会
の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

地域コミュニティの希薄化による子どもや子育て家庭への影響

- 近年の核家族化、共働きをはじめとする保護者の就労状況の多様化により、地域コミュニティが希薄になっています。そのため、地域では、顔の見える安心な関係性や、多世代の交流が失われている状況があります。
- 子育て家庭にとっても、地域コミュニティが希薄になっていることで、近所の親同士や他の世代の人たちとの関わりがなく、地域で孤立しているような状況も少なくありません。
- そのため、かつてのように、ご近所さんが地域の子どもの見守ってくれたり、子どもたちが放課後に友だちの家に気軽に集まったりすることが難しくなっています。
- その結果、子どもも地域から孤立してしまい、子どもにとって、普段暮らしている地域は居場所と感じられる場所ではなくなっています。

中高生年代の居場所の現状

- 中高生年代の子どもは、区外の学校に通う場合もあり、そこで多くの時間を過ごすようになるため、近所に一緒に過ごせる友だちが少なくなります。さらに、部活動や塾、習い事など、様々な活動に時間を費やし、忙しい日々を過ごしているため、ほっと一息ついたり、自由に過ごしたりするような時間的余裕も少なくなっています。
- また、中高生という年代は大人と子どもの間の存在であり、公園や児童館のような比較的年齢の低い子どもが中心となる場所も、大人が過ごすような場所も居づらさを感じ、この年代の子どもにとって、自分たちの居場所と感じられる場所が少なく、また、自分たちで居場所の不足や必要性について声を上げることが難しいのではないかと考えます。
- しかし、この年代の子どもがこれから社会に出て自立していく中で、地域や社会に自分の居場所がないと感じることは大きな問題です。中高生年代の子どもが、体を動かしたり、勉強をしたり、のんびりしたり、自分らしく自由に過ごせる場所が必要であると考えます。

居たいと思う場所に居られない子どもたち

- 様々な要因から子どもの居場所が減少しています。子どもたちが今過ごしている場所は、居場所自体の減少や、様々なルールによる制約、地域

の大人の目などから、居場所がなくなってしまった結果、そこで過ごさざるえないために過ごしている、本当に過ごしたい場所ではないことも考えられます。

- 本当に居たいと思う場所にいられない、やりたいと思うことができない状況は、子どもの権利の視点からも、非常に大きな問題です。

子どもの居場所の意義

- 肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素であると考えられています。
- 社会構造の変化によって安心して過ごせる居場所が失われ、人とのつながりが希薄になっていますが、これらはいずれも子どもの成長に欠かせないものです。
- そのため、地域の実情や子どもの意見を踏まえて子どもの居場所をつくることが求められています。

子どもの孤独・孤立の防止

- 居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。子どもが気軽に立ち寄り自分が過ごしたいように過ごすことができ、自分を受け入れてくれる場所があること、信頼できる大人がいることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を経て、オンラインで気軽に会話などをすることができるようになりましたが、子どもにとって、直接他者と関わることは、精神的な孤独の解消につながります。

他者との関わりによる社会体験・社会参画の場

- 居場所は、子どもたちが安心して過ごすことができるだけでなく、社会参加や社会参画を体験する場にもなりえます。
- 放課後の遊びなどを通じて、自分たちでルール作りをするような、自分の意見を言い、反映される経験や、ほかの子どもと接することで、意見や思いの違いを知り、理解するといった経験をすることができます。
- 子どもの居場所が充実することは、子どもたちにとって、自己肯定感を培い、社会に居場所があると実感することができ、社会の一員として自

立していく中で、欠かせない経験をすることにつながります。

- また、一般的に、子どもの過ごす時間は、家庭と学校が多くを占める場合が多いですが、それ以外にも、子どもが自分の良さを発揮できたり、それぞれの個性や性質を認めてあげたりすることができるような場所、いわゆるサードプレイスの存在は非常に重要です。
- 子どもにとってサードプレイスは、学校の同級生ではない、学校や年齢も違う多様な他者と関わり、人間関係を構築し、多様な価値観を知っていくことができる場所です。

条例に基づく子どもにやさしいまちづくりの推進

- 中野区子どもの権利に関する条例（以下、「条例」といいます）第19条第1項においても、「区、育ち学ぶ施設及び団体は子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるもの」としています。
- 条例に基づいた子どもにやさしいまちづくりを推進するためにも、子どもの居場所が整えられ、子どもが休んだり、遊んだり、一人でまたは集まって活動したり、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実が必要不可欠です。

②子どもの居場所づくりのための基本的な視点

子どもの居場所づくりのための基本的な視点

- 子どもの居場所について大人が考える際、子ども自身にとって居場所とを感じるかどうかを最終的に決定するのは子ども自身であることを念頭に置く必要があります。そのために、子どもの視点や子どもの主体性を大切にした居場所づくりが求められます。
- こういった前提のもと、今ある場所の見直しや新たに居場所をつくる際には、子どもに意見を聴き、子どものおかれている状況やニーズを的確に踏まえ、施策に反映することが必要不可欠です。
- また、子どもの居場所は、子どもにとって居心地がよく、安心できる場所であることが必要です。安心という観点から、居場所が突然なくなってしまうことがないように、新しく居場所をつくるだけでなく、居場所が維持され、継続されていくことも重要です。

多様な子どもの居場所をつくる

- 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっていきます。多様な居場所をつくることは、子どもの権利が守られ、条例に基づいた子どもにやさしいまちづくりの推進につながります。
- 子どもは居場所が違くと良さが発揮できることもあります。それぞれの場所で見せる顔は違うため、様々な居場所が選択できる状況があるとよいと考えます。
- 自分の家が必ずしも安心できる居場所であるとは限りません。そういった子どもにとっても、安心して過ごすことができる居場所があり、必要に応じて支援につなげられるような環境があることも必要です。
- 子どもの居場所には様々な特徴があります。それぞれのメリットを把握し、子どものニーズや地域の状況から、どんな居場所が必要か検討する必要があります。
- 例えば、目的に沿った場所は、それをやりたいと思っている子どもにとっての居場所となります。同様に、特定の場所でなくても、活動に基づく集まりは、興味関心が同じ子どもが集まることができ、そこでできあがった人間関係は、結果として子どもの居場所となります。一方で、何も目的がなくても、一人や、友だちと一緒に、自由に過ごしたいように過ごすことができるような場所も、子どもにとって安心できる居場所になります。
- また、誰でも利用できるオープンスペースは、開かれた場所であり、予約などの手続きがなく気軽に利用できるため、子どもにとって気軽に立ち寄れる居場所になります。一方で、子ども向けの施設のような場所も、子どもだけで利用できることや、必要な時には大人が相談に乗ってくれるなど、安心して過ごせる居場所になります。

中高生年代の居場所のあり方

- 対象としている子どもの年齢に合わせた居場所づくりも重要です。
- 特に中高生年代は、様々な趣味や価値観を持っており、学校や部活動といった大人主導の枠組みではない、自らの好みに応じて活動できる自由な居場所をつくる必要があります。中高生年代は大人と子どもの間の存

在であり、居場所と感じられる場所が少ない現状があることから、この年代の子どものための施設を作ることや、既存の施設を利用しやすくすることなどについて検討が必要であると考えます。

- また、この年代の子どもは様々な悩みや課題を持っています。気軽に相談ができたり、必要な支援につなげたりすることができるよう、専門性のある大人がいる場所があることも重要であると考えます。

子どもの意見を聴いて居場所をつくる

- 子どものニーズに沿った居場所が作られるために、子どもの意見を聴く必要があります。その際は、声を上げにくい子どものニーズも拾うよう工夫が必要です。
- 子どもが、自分の意見を言えること、言った意見が反映されること、フィードバックされる経験をすることは非常に重要です。主体的な関わりを通じて、子ども自身が主体であるということを実感し、子どもの権利を守ることにもつながります。
- 新しい居場所をつくるだけでなく、児童館や公園をはじめとした、今ある子どもの居場所についても、子どもの意見を聴きながらルールを見直していくなど、子どもがより利用しやすい居場所にしていく必要があります。
- 子ども関連施設の運営を委託する場合には、経済性や効率性の観点だけでなく、「子どもの権利を保障する姿勢」も評価指標として業者選定を行うこと等が求められると考えます。

意見を表明しにくい子どもの意見把握

- 自分にどんな居場所が必要なのかを認識できていない子どもがいることも考えられます。子どもから意見が出ないからといって、必ずしもニーズがないという訳ではないということを忘れてはなりません。子どもだけでなく、周囲の大人に対しても、子どもがどう感じていると思うかなどとヒアリングをすることにより、丁寧に意見をすくい取ることも必要となる場合があります。
- 乳幼児は上手く話すことはできなくても、泣いたり絵を描いたりするなどの方法でより意思表示をすることができます。乳幼児が意思表示した場合、多くは保護者や保育者が意思を確認することになります。そのた

め、乳幼児の権利を守り、意思をくみ取るためには、周りの大人が重要な役割を担うことになります。周りの大人がきちんと意思表示に気づき、意思をくみ取ることができるよう、大人に対しての支援や、子どもの権利の理解促進を行うことが重要です。

- 障害児の通所施設や、児童養護施設、一時保護所など、施設に通っている子どもにとっては、過ごすことができる場所が限られ、また、意見を表明することが難しい場合も考えられます。そのため、普段過ごしている施設が安全・安心な居場所となっているのか、子どもの意見に耳を傾け、検証することがより重要となります。

居場所と子どもをつなぐ

- 地域にある子どもの居場所が、子どもや保護者に知られるよう、情報発信を行うことが重要です。
- 特に、子どもにとっても分かりやすいよう情報が整理されているか、また、対象年齢や施設の特徴、その場の様子や過ごし方など、子どもがイメージできて、行きたいと思うような情報になるよう工夫する必要があります。
- また、保護者や学校の先生などの周りの大人から勧められて利用につながることも考えられます。子どもを取り巻く関係者も、子どもの居場所について把握できるような情報発信も求められると考えます。

地域・住民・行政とのパートナーシップ

- 条例第1条では、「区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進する」としています。
- 区民、家庭、育ち学ぶ施設および団体、事業者、地域社会・行政など、それぞれの主体が、子どもにとって最もよいことは何かということを第一に考え、取組を進めることが求められています。
- 一方で、子どもの権利の視点から考える居場所と、大人など地域の人たちが望ましいと感じる居場所が異なることも考えられます。
- 子どもの権利の視点だけでなく、異なる世代間が相互に理解できるような視点を持つことも必要です。

居場所にいる大人の重要性

- 子どもが安心して過ごすためには、居場所にいる大人の存在が重要であると考えます。真剣に向き合ってくれる大人がいることが、子どもにとって安心できる居場所につながります。そのため、居場所にいる大人が、子どもの権利について理解を深める必要があります。
- 子どもが安心して過ごし、子どもが抱える課題に気づくことができる大人の存在は重要である一方、そういった人材の育成には課題があります。また、子どもの居場所を考えるにあたっては、大人自身の居場所があるかについても考える必要があるのではないのでしょうか。
- 子どもたちは、様々な思いを持っています。親には見られたくない、学校の先生には話せないなどの思いを持つ子どもにとって、サードプレイスに信頼できる大人がいることは、自分の気持ちを話すことができ、安心して自分らしく過ごすことにつながります。

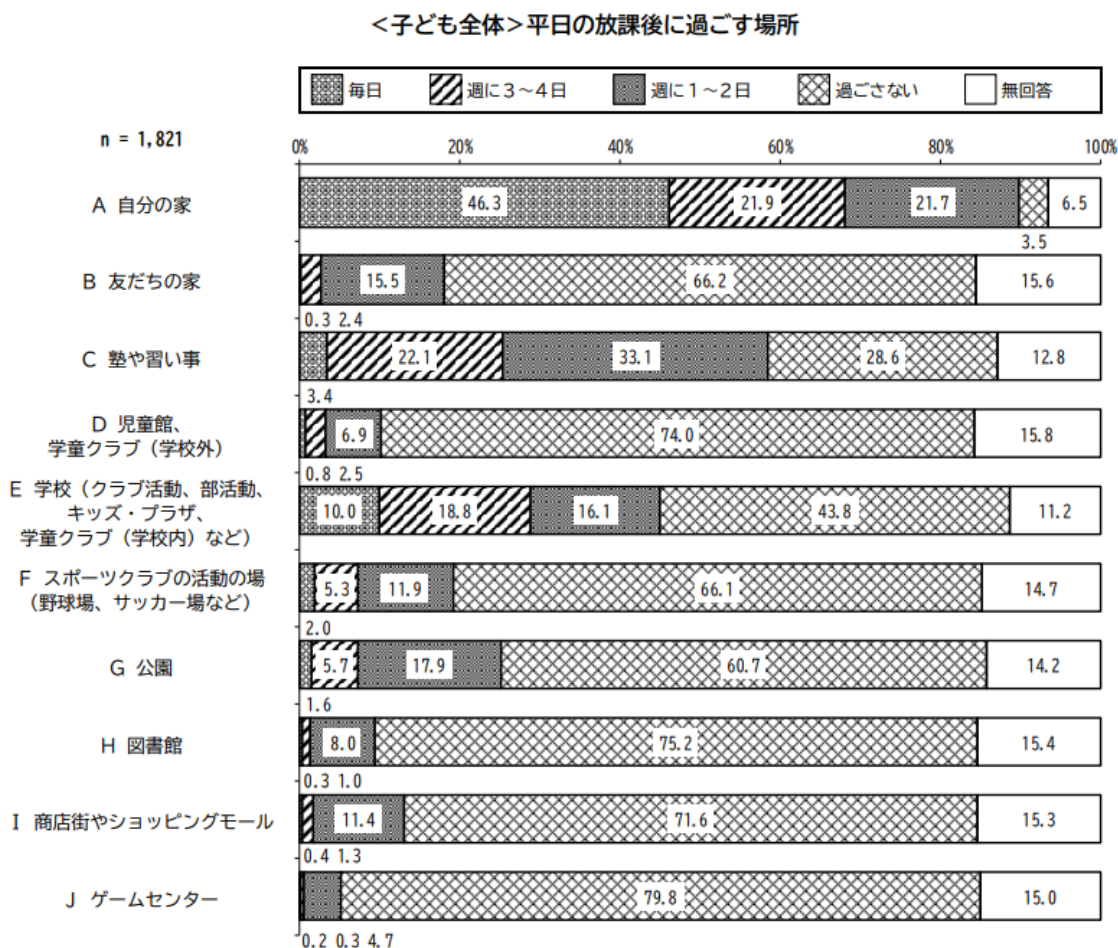
居場所にいる大人のあり方

- 複数人の目で多角的に子どもを捉え、大人の先入観や「決めつけ」を排除し、「わかったことにしない」姿勢を持つことが重要です。特に、言語化が未発達な乳幼児や、意思疎通に工夫が必要な医療的ケア児に対して「丁寧に聴く」文化を醸成していくことが求められます。
- 区のえごたの森プレーパークでは、日々の活動の最後にその日の子どもの姿をスタッフ同士で共有し、振り返るという時間を設けているということです。このように、日々の振り返りを行い、支援の質を常に問いただすような仕組みを、他の子ども関係施設等にも広めていき、「振り返りの文化」を定着させていくことが必要であると考えます。
- 大人に時間的・精神的余裕がなければ、子どもの微細な声を拾うことはできません。現場スタッフの配置基準や働き方、振り返りの時間の確保など、支援者のウェルビーイング（働き方の質の向上）を実現するための環境整備が強く求められます。

③中野区子どもと子育て家庭の実態調査からみる中野区の子どもの居場所の現状

平日の放課後に過ごす場所

- 平日の放課後（１８時頃まで）に過ごす場所としては、「毎日」は、「自分の家」が46.3%で最も高いです。「週に３～４日」は「塾や習い事」が22.1%で最も高く、次いで「自分の家」が21.9%、「学校（クラブ活動、部活動、キッズ・プラザ、学童クラブ（学校内）など）」が18.8%となっています。
- 一方、「過ごさない場所」は「ゲームセンター」が79.8%、「図書館」が75.2%、「児童館、学童クラブ（学校外）」が74.0%、「商店街やショッピングモール」が71.6%となっています。

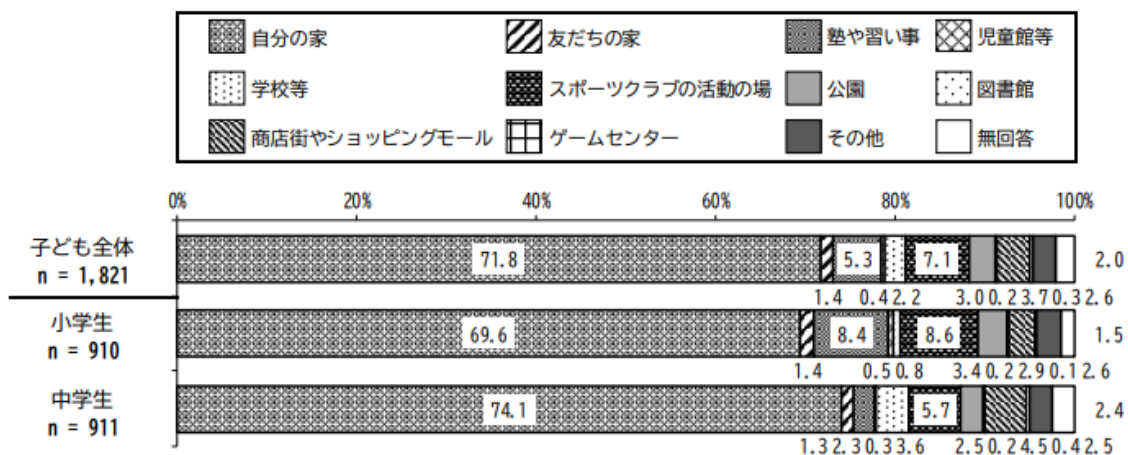


【出典】子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

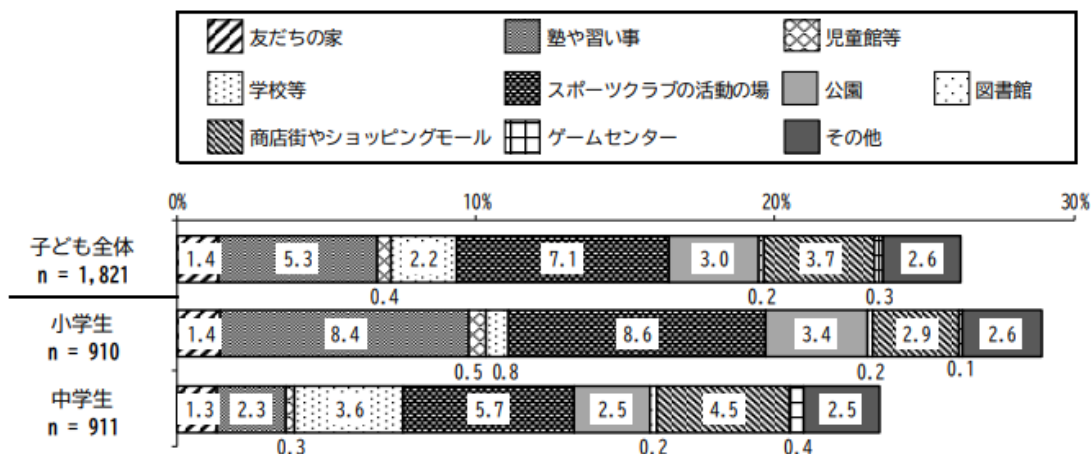
休日の午後に過ごす場所

- 休日の午後に過ごす場所としては、「自分の家」が71.8%と最も高いです。
- 「自分の家以外」では、子ども全体では、「スポーツクラブの活動の場」が7.1%と最も高く、次いで「塾や習い事」が5.3%となっています。
- 小学生、中学生別にみると、「塾や習い事」は小学生が8.4%と、中学生の2.3%に比べ、6.1ポイント高くなっています。

<子ども>【休日の午後に過ごす場所】



<子ども>【休日の午後に過ごす場所（「自分の家」以外）】

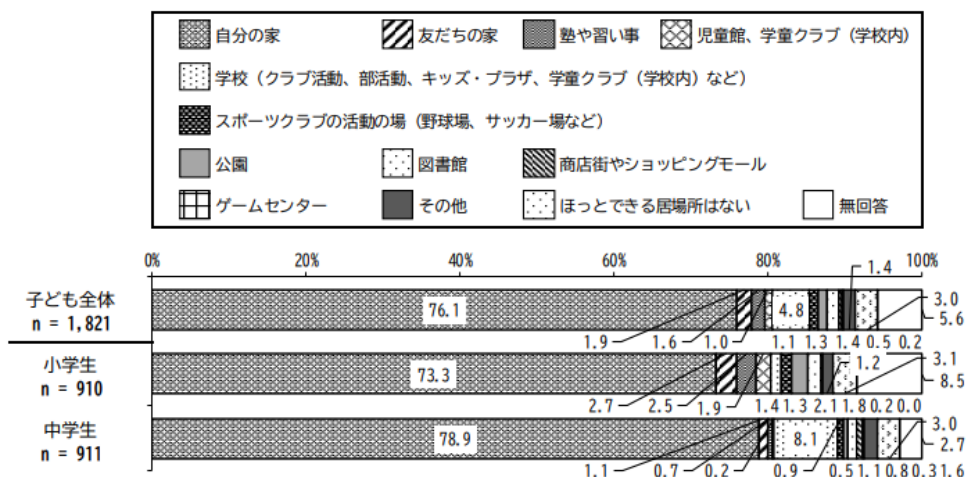


【出典】子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

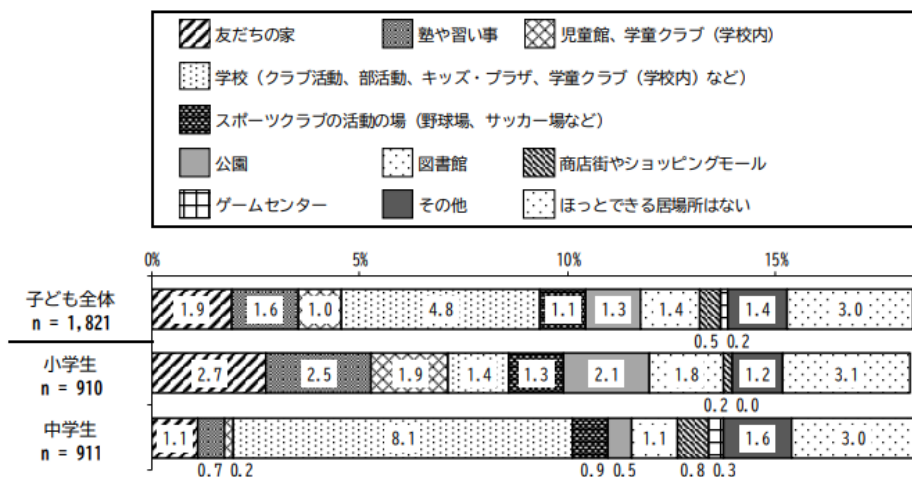
一番ほっとできる居場所

- 一番ほっとできる場所は、「自分の家」が76.1%と最も高いです。
- 小学生、中学生別にみると、「学校（クラブ活動、部活動、キッズ・プラザ、学童クラブ（学校内）など）」は、中学生が8.1%と、小学生の1.4%に比べ、6.7ポイント高くなっています。

<子ども>一番ほっとできる居場所



<子ども>一番ほっとできる居場所（「自分の家」を除く）



【出典】子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

1
第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

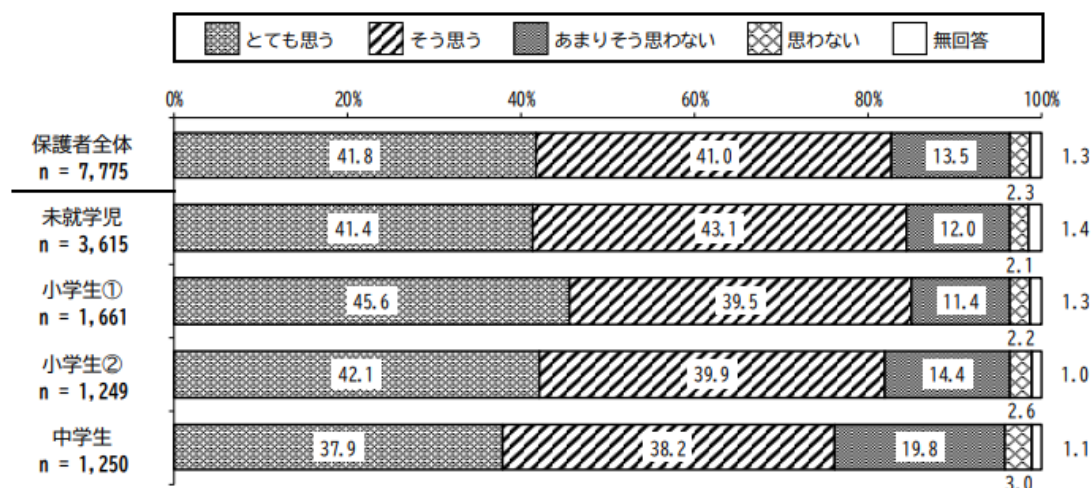
3
第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

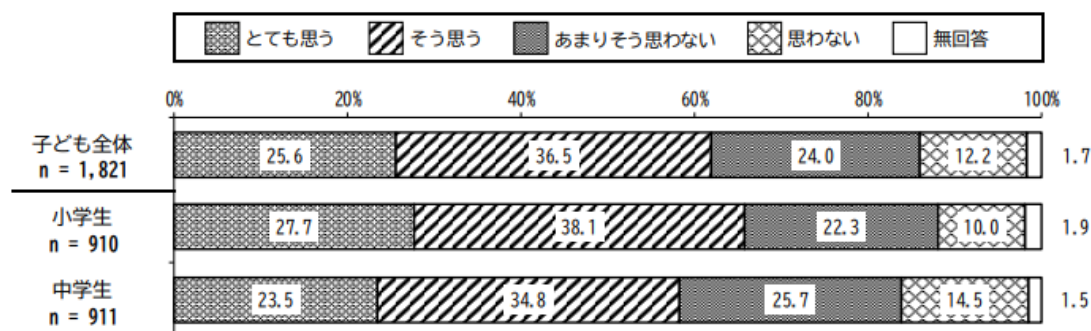
中学生・高校生のための居場所となる施設への興味

- 中野区に中学生・高校生のための居場所となる施設がほしいと思うかという問いには、保護者全体では「思う」が 82.8%となっています。
- 子ども全体では「思う」が 62.1%、「思わない」が 36.2%となっています。
- 小学生、中学生別にみると、「思う」は小学生が 65.8%と、中学生の 58.3%に比べ、7.5 ポイント高くなっています。
- 子どもの年齢別にみると、「思わない」は中学生が 22.8%と他の区分に比べ、高くなっています。

<保護者> 中学生・高校生のための居場所となる施設への興味【子どもの年齢層別】



<子ども> 中学生・高校生のための居場所となる施設への興味



【出典】子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

④中野区の施策の取組状況

- 子どもと子育て家庭を取り巻く現状として、孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化し、共働き世帯の増加による学童クラブ需要の増加など、多様な子どもの居場所づくりへの取組が求められています。
- 中野区では、令和4年4月の「中野区子どもの権利に関する条例の施行」、「中野区児童相談所の設置」に続き、子どもの成長に合わせた児童館やキッズ・プラザ、プレーパークなどの多様な居場所づくりを進めてきました。
- これまでの取組みを着実に前進させるとともに、子どもと子育て家庭の現状や課題、子どもの意見を踏まえ、多様な子どもの居場所づくりを早急かつ重点的に進めることが求められています。

児童館

- 現在、中野区には18館の児童館があり、乳幼児親子から中高生年代の子どもまで、自由に来館して、遊んだりくつろいだりして過ごせる居場所となっています。
- 一部の児童館には施設内に学童クラブが併設されているなど、放課後の子どもの居場所にもなっています。中野区の児童館は、U18プラザの廃止など様々な経緯を経て、子どもや子育て家庭の現状を踏まえた児童館に求められる機能・役割を果たせるよう、開館日時の拡充や、乳幼児親子や中高生年代向けに機能強化した児童館を配置するなどの取組を進めています。

中野区児童館運営・整備推進計画（令和6年3月）より抜粋

2-2 児童館の現状と課題

（1）これまでの経緯

- 中野区では、1966年以来、すべての児童の健全育成を目的として、小学校区ごとに児童館を配置するとともに、児童館内に学童クラブを併設し、一体的な運営を行ってきました。
- 2008年から、国の方針と方向性をあわせ、小学生の放課後の遊び場としてキッズ・プラザを展開することとし、小学生の安全・安心な居場所を小学校内に設置することとしました。

- 2010年3月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」において、児童館は、9か所のU18プラザとすべての小学校に設置するキッズ・プラザに再編することとし、U18プラザとして展開しない児童館は、キッズ・プラザ整備後に廃止する方針としました。
- 2016年4月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」においては、U18プラザを廃止することとしました。
- 2019年1月に「中野区の新たな区政運営方針」を定め、子どもと子育て世帯に対する地域包括ケアの地域づくりを進めるため、現在の児童館施設等を活用して、地域の子育て活動の支援拠点を適正に配置することとしました。
- 2021年3月に「中野区基本構想」、9月に「中野区基本計画」を策定し、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を掲げ、子どもの学び・遊び・体験の充実のため放課後等の子どもの居場所づくりを進めてきました。
- 2021年10月に策定した「中野区区有施設整備計画」において、児童館は「新たな機能を備えた児童館」として、各中学校区に1施設の配置を基本としました。閉館する児童館については、学童クラブ施設への転用などを検討することとしました。
- 2021年12月に児童館4館を廃止する「児童館条例の一部を改正する条例」が区議会で否決されました。
- その後、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館について、現在の18館のうち一部を、乳幼児親子事業を主とした施設などに転用し機能強化を図ることを検討してきました。
- 2023年には、区民の意見やニーズ、区議会での議論などを踏まえ、児童館条例等に基づく施設としての位置付けを継続し、多様な居場所の重要性を踏まえ児童館の役割を見直すとともにソーシャルワーク機能（地域の見守り・ネットワーク・相談支援）、乳幼児親子向けの機能、中高生世代向けの機能を強化していくこととしました。

公園

- 中野区は、子どもから大人まで楽しめる”魅力ある公園づくり”を目指して、中野区公園再整備計画を策定しました。（令和4年）

- ボール遊びなど公園の利用ルールを見直していくことや、中規模公園を再整備し、子ども・子育て家庭のニーズに応じた遊具やトイレの整備、子どもにも大人にもやさしいユニバーサルデザインに対応した施設への更新を進めています。
- 公園再整備にあたっては、近隣住民から意見を聴くワークショップやオープンハウス、小学校への出前授業などを経て、子どもから大人まで多様な意見を取り入れています。
- また、区内6公園では、地域団体が定期的にプレーパーク事業を実施しており、子どもが自由な外遊びをすることができます。さらに、区では初となる「常設型」プレーパークを令和7年10月に開設しました。(区立江古田の森公園内)

子育てひろば

- 乳幼児と保護者の方などがのんびり過ごしたり、同年齢のお子さんと遊ばせたり、また、子育てのことで悩んだり迷ったりしたとき、同じ子育て仲間と気軽におしゃべりしながら、情報交換することもできる場所です。

放課後子ども教室

- 地域の団体が、学校施設や公共施設等を活用して、放課後や土日休日に子どもたちが安全で安心して活動できる拠点を提供しています。小学生を中心に、幼児や中学生も参加でき、活動内容は、スポーツ、文化活動、創作活動、地域住民との交流活動などがあります。

みらいステップなかの(まごころドーナッツ)

- 子ども・若者支援センター、教育センター、中野東図書館の複合施設です。施設内には、若者が自由に過ごせる居場所として「まごころドーナッツ」も開設されています。義務教育終了後から39歳までの方が対象で、プログラムへの参加やその他自由に過ごすことができます。

図書館

- 区内に10か所ある図書館では、様々な子ども向けの企画を実施し、子どもの学習スペースが設けられている館もあります。中野東図書館にはこどもフロアがあり、中高生がグループでの学習や話し合いをすること

ができるティーンズルーム、靴を脱いでくつろげる赤ちゃん絵本コーナーなどがあり、乳幼児親子から中高生年代の子どもまで利用しやすい施設となっています。

1 第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

子どもの学習スペース

- 図書館のほかにも、一部の児童館や教育センター分室には、子どもの学習スペースがあります。区のホームページや案内チラシも作成されており、利用できる時間や席数、Wi-Fiの有無などを一覧で見ることができます。

学習支援事業、子ども食堂支援

- 区は、低所得世帯の小学校4年生から高校3年生までの子どもを対象に、無料塾を実施し、生活に課題のある子どもの学習環境を整えています。
- 地域の団体により、主に家庭の事情により生活に課題を抱える地域の子どもたちへの食事及び交流の場として子ども食堂が運営されています。区は、子ども食堂を運営する団体への支援を行い、安定した実施や地域に根差した活動を支援しています。

中野区役所

- 令和6年5月に移転した中野区役所新庁舎の1階は、区民交流スペースとして開かれており、誰でも自由に利用することができます。大人だけでなく、子どもが自習やお喋りなどで利用する姿が見られるようになりました。来庁者用のフリーWi-Fiサービスを利用できます。

区有施設や再開発による権利床などの活用

- 区は、区有施設や再開発事業による権利床の一部などを民間事業者に貸付けるなど民間活力の導入を進めています。貸付にあたっては、地域への貢献などを求めています。
- 旧本町図書館暫定貸付：小・中学校の不登校児童・生徒や通信制高校生を対象とした学習等支援施設
- 中野二丁目再開発権利床（ナカノサウステラ内「NAKANO HAKO」：様々な交流ができる地域情報交流スペースや、勉強や仕事に活用できるコワーキングスペースの設置。

2 中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3 第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

- 中野セントラルパークイースト賃借床（絵本ラウンジL O O Pなかの）：子どものための絵本ラウンジ。0歳～18歳までの子どもは無料で入館可能。

1

第2期中野区子どもの権利委員会
の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子どもの権利委員会
の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

(4)子どもの意見を踏まえた評価・検証の視点

子どもの声を聴くことの重要性について

- 子どもの権利の視点に基づいた評価・検証にあたっては、行政の自己評価が必ずしも実際の子どもの意見や思いと一致しているとは限りません。
- 子どもへのヒアリングや実態調査の結果などから、子どもの意見や思いをもとに評価・検証を行うことが重要です。
- 一方で、意見を表明することが難しい、または、苦手とする子どももいることが考えられます。そのため、子どもだけでなく、周りの大人からも意見を聞くことも必要です。
- 新しい居場所施設の設置だけでなく、既存の居場所についても、子どもたちから意見を聴き、反映することが必要だと考えます。その際には、子どもたちに意見を表明できる機会があるということを知ってもらうよう働きかけること、意見を聴いた子どもたちに対しての、丁寧なフィードバックを行うことが重要です。

子どもの権利委員会のヒアリングの実施結果について

- 当委員会では、付属資料6のとおり、様々な場面で子どもたちから意見を聴きました。
- 子どもたちには、答えたくないときは無理に答える必要がないこと、意見から個人が特定されることがないこと、休みたいときは休んでよいこと、正しいことを言わなければいけないわけではないことを事前に説明し、聴き取った意見は最終的に答申という形に反映して区に提出することを伝えました。
- 子どもたちからは自由で多様な意見を聴取することができました。
- 次の章では、子どもたちの実際の意見を基に提言を行います。

2 中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

- 中野区子どもと子育て家庭の実態調査や、子どもへのヒアリングから見える子どもの実態や意見から、中野区の子どもの居場所に関する施策・取組について、以下のとおり「現状・成果」、「課題」、「改善等の提言」という形で整理しました。

児童館

現状・成果

- 子どもたち同士で話し合い、納得したルールで児童館運営がなされるよう、「子ども会議」を開催している児童館もあります。これは、子どもにとって、自分の意見を言うことができ、言った意見が反映される経験に繋がっており、子どもの意見を聴いて居場所をつくるという観点から評価できます。
- 実際に子どもたちからは、児童館が居場所であると感じるという声を多く聞いています。
- 令和7年度からは、開館時間や開館日が拡充され、多様なニーズに応えられるよう、運営改善が進められている点も評価できます。

課題

- 小学生からは、児童館が工事などにより休館となると他に居場所がなくなるとの意見や、児童館の数を増やしてほしいとの意見もありました。¹
- また、中高生年代からは、児童館には行きづらいという意見も多く、中高生年代用の児童館のような施設があるとよいとの意見がありました。²

改善等の提言

- 中高生年代も含めて、全ての子どもにとって過ごしやすい居場所となるよう、今後も子どもの意見を取り入れながら運営・整備を進めることが大切だと考えます。

¹ 付属資料6:P4 及び P26参照

² 付属資料6:P27参照

公園

現状・成果

- 子どもからは、公園が居場所であると感じる意見が多く、公園があるから居場所は足りていると感じている子どもも多くいます。
- 公園づくりについては、例えば、区立丸山塚公園の再整備にあたって、小学生向けに、どんな公園にしたいかという出張授業を行うとともに、オープンハウスやワークショップを開催するなど、子どもたちの意見を取り入れようとする姿勢が評価できます。

課題

- 公園が小さい、遊具が少ない、遊具があっても小さい子向けのものが多いため、中高生年代でも遊べるような遊具やアスレチックがほしいなどの意見が多く、課題であると考えます。他にも、トイレ等の設備面や、自然が豊かであること、遊具貸出を希望する声があるなど、公園についての意見は非常に多く、子どもたちの関心の高さがうかがえます。³
- また、公園のルールについて、ボール遊びの禁止など様々な制限があるため、自由に過ごしにくいと感じる子どもも多くいます。
- 中高生年代からは、公園では他の利用者から冷たい視線を感じるなど、追いやられるような感覚があるとの声があります。

改善等の提言

- 引き続き、子どもの意見を聴きながら公園整備を行うとともに、公園がより魅力的な居場所となるように、公園の利用ルールを見直していくことも必要だと考えます。

図書館

現状・成果

- 子どもたちの意見としては、図書館が居場所であると感じる声や、こんな図書館だったらよいという声など、図書館に関する意見は多く聞かれており、子どもにとって身近な居場所として認識されています。

³ 付属資料6:P4～P5、P10～P11、P13～P15、P17及び P25～P31参照

- 特に、中野東図書館の「こどもフロア」は、乳幼児から中高生年代まで、それぞれの目的に合わせて利用できる設備が充実しており、子どもからお気に入りの場所との声がありました。

課題

- 子どもからは、漫画を置いてほしい、大きな図書館がほしい、学習スペースが併設されている図書館がよいなどの意見がありました。⁴

改善等の提言

- 今後、図書館を改築していくにあたっては、地域の身近な居場所として、大人も子どももより居心地よく過ごせるような機能や空間を検討する必要があります。

子どもの学習スペース

現状・成果

- なかのZEROの学習スペースは、椅子などがリニューアルされており、実際に中高生年代の子どもが勉強している姿が見られています。
- 区内の学習スペースについては、区のホームページやチラシで一覧としてまとまっており、整備が進んでいる点は評価できます。

課題

- 一人で静かに勉強できるところがほしい、友達と話しながら勉強できるところがほしいなどの声は、子どもたちからのヒアリングや実態調査からも多く聞かれており、ニーズが高いことがわかります。⁵
- 夜遅い時間まで勉強できるスペースがほしいとの意見も、特に中高生年代の子どもから出ています。⁶

⁴ 付属資料6:P10、P14～P15、P27 及び P29～P30 参照

⁵ 付属資料6:P5～P6、P9、P14～P15、P25～P27及び P29参照
実態調査報告書:P185 参照

⁶ 付属資料6:P15及び P27 参照。

改善等の提言

- 学習スペースのさらなる整備を進めるとともに、既存の学習スペースの周知広報に力を入れる必要があります。

既存の区有施設の利活用など

現状・成果

- 区役所新庁舎1階のスペースでは、勉強している子どもの姿が見られるようになるなど、子どもたちの居場所となっていると考えられます。
- 区の権利床活用事業であるNAKANO HAKOでは、長期休暇中に無料で利用できる学習スペースを開放するなど、子ども向けに居場所を提供しています。

課題

- 区民活動センターなど、地域の身近な区有施設において、大人も子どもも広く無料で利用できる場所やルールづくりが求められています。

改善等の提言

- 区役所1階のシェアノマ等のスペースを、中高生年代の子どもが借りて、イベントなどで利用している事例は少ないように感じるため、子どもたちでも予約・利用しやすくなるとよいと考えます。

中高生年代の子どもの居場所

現状・成果

- 児童館運営・整備推進計画に基づき、中高生機能強化型の児童館の整備に向けた取組を進めるほか、中高生の居場所事業（TEEN'S CAFE）を令和7年度から実施するなど、中高生年代の子どもの居場所に関する取組が充実してきています。

課題

- 中高生年代の子どもは公園や児童館に行っても、自分たちの居場所と感じられないという意見もあり、中高生年代の子ども向けの居場所を求める声が多くあります。⁷

改善等の提言

- 新たに中高生年代の子ども向けの施設をつくることは重要ですが、既存の居場所や区民活動センター等の身近な区有施設の利活用について、中高生年代の子どもの意見を踏まえて運営に反映していき、中高生が主役になれる場を構築できるようにすることが必要だと考えます。
- 中高生年代の子どもからは、もっと大人と話したいという意見もあります。⁸大人とフラットに話せる機会や関係性が構築できるよう支援することも求められます。

学校

現状・成果

- 学校は、多くの子どもにとって一日の大部分を過ごす、大切な居場所です。
- 一方、不登校の子どもなど、学校が居場所とは感じられていない子どももいると考えられます。
- 中野区には、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）N組が、令和6年4月、区立中野中学校内に開級しましたが、このような、学校に変わる居場所については、不登校の子どもや、学校を居場所と感じられない子どもの声を聴きながら整備することが求められます。

課題

- 学校では、校則などの決められたルールに対して意見を言いたくても言えない子どもがいるかもしれません。

⁷ 付属資料6:P5～P6、P11、P15 及び P26～P28 参照

⁸ 付属資料6:P15～P16 参照

1

第2期中野区子どもの権利委員会
の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子どもの権利委員会
の提言を受けた区の施策
の取組状況に関する検証・評価

付属資料

- 校則については、実際に、「校則を変えたい」、「禁止をする理由を教えてください」などの声がありました。⁹
- 校則は、多くの子どもにとって快適に学校生活を送れるように定められていると考えられますが、子どもの中には、「こんなルールだったら過ごしやすい」、「こんな学校がいい」という意見を持つ子どももいます。

改善等の提言

- 子どもの権利の視点での校則の見直しや、子どもの意見をすべて反映できなくても子どもと真剣に向き合い、なぜ禁止しているのかを説明するなど、納得できる形でのフィードバックを行うことを求めます。
- また、先生が子どもの権利を理解することも、子どもが安心して意見を出し、快適な居場所と感じながら過ごすためには重要です。

外国にルーツのある子どもの居場所

現状・成果

- 外国にルーツのある子どもへの支援として、区内では中野区国際交流協会やNPO法人HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援をはじめとする団体が、日本語学習支援や発達支援などの活動を行っています。
- また、NPO法人文楽舎みんなのよりばでは、外国にルーツのある子どもを含め、全ての子どもたちが過ごしやすいよう、環境整備や様々な支援活動を行っています。

課題

- 中野区子どもと子育て家庭の実態調査を基にした分析では、両親のどちらか又はどちらも外国籍の中学生は、両親ともに日本国籍の中学生に比べて、中高生年代の子どものための居場所となる施設がほしいと思う割合が、2倍以上高いという結果が出ており、外国にルーツのある子どもにとって、安心して過ごすことができる居場所の必要性は高いです。
- 外国にルーツのある子どもからは、学校からの配付物が日本語で読めない、学校にもっていくものがわからない、自分の国の友達と遊びたいと

⁹ 付属資料6:P4、P11～P12 及び P15 参照

いう意見も聞かれます。¹⁰

- また、学校生活においては、給食が口に合わない、試験の際に英語での回答が認められる場合と認められない場合があり、その説明が不足しているために混乱するなどの声があります。¹¹

改善等の提言

- 日本語を話すことが難しい子どもからは、意見を聴き取ることが難しい場合もありますが、ニーズを捉え、学校内外で支援体制を整える必要があります。また、中野区にある子どもの居場所が知られていないことも考えられるため、積極的にアウトリーチしていくことも必要です。
- 学校での、給食や学習評価における対応については、言語だけでなく、文化や子どもの感情に寄り添うことが求められます。

障害のある子どもの居場所

現状・成果

- 障害のある子どもの居場所として、中野区子ども発達センターたんぽぽの協力を得て、職員や保護者へのヒアリングを実施しました。
- 障害のある子どもの中には、自分の思いや要求を表すことが難しい子どもが多いですが、子どもが見せるわずかな反応を職員が丁寧に受け止め、言語化し、代弁していく関わりを積み重ねています。
- 日常生活の中で、あえて選択する場面を多く設けることにより、自分の意思を表出してよいのだということを経験し、子どもの主体性を育んでいます。
- 子どもと関わるうえでは、子どもの意思表示の捉え方、主観を他の職員と共有して、様々な人の視点から子どもの思いや考えを確認することを大切にされています。

課題

- 18歳までは、特別支援学校や放課後等デイサービスを利用することができますが、18歳以降の居場所が不足しているとの声がありました。

¹⁰ 付属資料6:P12 及び P17 参照

¹¹ 付属資料6:P12参照

- また、きょうだいのやりたいことをかなえてあげることが難しいことがあるとの意見もあります。
- 公園のトイレへのユニバーサルベッドの設置や、バリアフリー化のより一層の推進も求められています。¹²

改善等の提言

- 医療的ケア児やきょうだいが、将来への不安や現在の我慢を強いられず、ありのまま過ごせる場所を確保することが求められます。
- 18歳以降も継続的に支援を行うことができるよう、ニーズを捉えて居場所を整備していくことが重要です。

¹² 付属資料6:P21 及び P24～P25 参照

3 第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

- 行政の施策の評価は、単年度ごとではなく、前年度の評価を踏まえたうえで、複数年にわたり連続性の視点を持って評価をすることが重要であると考えます。
- 同様の考え方から、当委員会の提言についても、前期の提言内容が、どのように行政の施策に反映されたかということを検証することにより、提言内容の実効性を確認していく必要があります。

(1)第1期中野区子どもの権利委員会での主な提言の内容について

子ども会議のあり方

- 子ども会議で行われた活動や議論、提出された意見を、子どもの意見として尊重する必要があります。
- 子ども会議に参加する子どもの数は、区内の子どもの数からすると一部ですが、子ども会議の取組を周知し、こうした子ども参加が行われていることを多くの子どもや大人に知ってもらうことが重要です。
- 子ども会議への参加にあたっては、一部の子どものみに参加者が偏らないよう、多様な参加者を受け入れる環境を整えるとともに、子どもが参加しやすい、参加したいと感じる仕組みをつくることが大切です。
- 中野区で子ども会議として位置づけられているハイティーン会議は、中高生年代を対象としているため、ハイティーン会議の対象年齢を拡大する、もしくは、小学生を対象とした子ども会議を新設するなど、小学生以下の子どもが参加できる子ども会議について検討を行う必要があると考えます。
- 小学生を対象とした子ども会議については、子どもたちが十分に意見を表明できるよう、また自由に本音の意見が出せるよう、様々な工夫を行う必要があります。
- 現行のハイティーン会議は、1年間のサイクルで実施しているため、会議の成果や、会議で出た意見が反映されたのかどうかが見えづらいという課題があると考えます。今後の子ども会議の展開を考えていく中で、

子どもが実際に、自分たちの意見がまちづくりに反映されている変化を感じられるような内容に変えていく必要があると考えます。

子どもの意見表明・参加の推進

- 家庭、学校、地域、区政などのあらゆる場面において、様々な特徴を持った子どもが様々な方法で多様な意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりや取組を進める必要があります。
- 学校をはじめ、公園や図書館などの公共施設の意見表明・参加の仕組みについては、子どもの権利の視点から見直すとともに、意見表明・参加の仕組みを持たない場合は、利用する子どもたちの意見が日常的に集約され、反映されていく仕組みを新たに作る必要があります。
- 区政への提案や、区の計画策定等における区民意見交換会は、子どもの参加を促進するとともに、子どもに分かりやすい情報提供・情報発信を行う必要があります。
- 区が現在進めている中高生年代向け施設の整備の検討に当たっては、当事者である子どもたちの意見を聴きながら進めていく必要があると考えます。
- 子どもの積極的な参加を促すためには、大人が子どもの意見を積極的に聴くようになるための働きかけも必要です。また、子どもの意見を「聴く」というだけではなく、まずは、大人や社会が子どもの意見を「受け止める」ことも重要です。子どもの意見や思いを受け止めることの重要性に理解を示す機会が必要であると考えます。
- 「子ども参加」を特別扱いするのではなく、子どもを含めた区民がきちんと参加できる環境を整えることが不可欠です。
- 子どもが1日のうちで多くの時間を過ごす学校において子どもの権利について学習する機会を設けることで、子どもが自分に保障されてしかるべき権利を知り、意見を表明したり、参加したりできるようになると考えます。

推進計画及び取組の評価・検証の仕組み

- 中野区では、子どもに関する5つの法定計画（①子ども・子育て支援事業計画、②次世代育成支援行動計画、③子どもの貧困対策計画、④子ども・若者計画、⑤条例の推進計画）を包含する総合的な計画として中野

区子ども総合計画（以下「計画」といいます。）を策定しています。計画全体の実施状況や成果指標の達成状況については、中野区子ども・子育て会議条例に基づき、中野区子ども・子育て会議が審議します。当委員会は、中野区子どもの権利に関する条例に基づき、主に推進計画の各事業の取組内容について、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証を行います。

- その他の計画部分についても、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証は重要であることから、当委員会は、子どもの権利の視点から区の計画全体を総合的に評価・検証していくために、子ども・子育て会議とも連携しながら、相補的な評価・検証を行います。
- 毎年度、前年度に実施した取組に対して評価・検証を行い、次年度に向けた改善を図るとともに、計画期間である5年間の取組を評価・検証することにより、次期の計画策定に活かすことが効果的であると考えます。
- 区は、当委員会が評価・検証の対象とした事業について、子どもの権利の視点に基づき自己評価を行い、課題や改善点を確認の上、その結果を当委員会が評価・検証する仕組みが有効であると考えます。当委員会では、区が取りまとめた評価結果について、子どもの権利の視点から改善が必要な点などに関してフィードバックを行うことにより、次年度以降の改善につなげることができると考えます。
- 「子どもの権利の視点」での評価・検証にあたっては、「条例を意識して取組が実施されているか」という視点が大切です。条例を理念として理解しているか、条例の理念を踏まえて取組が行われているかどうかを評価・検証することにより、取組の成果や課題を明らかにしていくことができると考えます。
- そのうえで、以下の3つの視点に基づき自己評価することが必要であると考えます。
- 第一に、「子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか、反映できなかった場合にはその理由をきちんと説明しているか」、「子どもと大人が対話をしながら取組が実施されているか」という「子どもの意見表明・参加」の視点です。

1 第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

- 第二に、「子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか」という「子どもへの広報・周知」の視点です。
- 第三に、「事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか」という「子どもの最善の利益」です。
- 次期計画の策定にあたっては、子どもへのヒアリング等で得られた意見に対して可能な限り対応していく必要があると考えます。

2 中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3 第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

(2)提言を受けた区の施策の取組状況について

子ども会議のあり方

現状・成果

- 区が子ども会議として位置づけているハイティーン会議は、令和7年度から対象年齢を、小学4年生から6年生、中・高校生年代までに拡大し、名称をティーンズ会議に変更しました。
- 小学生の参加者に対しては、フィールドワークやグループワークの時間を多く設けるなど、楽しみながら自身が取り組むテーマを検討してもらうことで、自由に本音の意見を表明できるように工夫しています。
- ティーンズ会議で提出された意見については、実施が可能かどうかを関係部署と確認し、理由とともに対応方針を区ホームページで公開することにより、参加者本人へのフィードバックを行うとともに、区政や地域にどのように反映されているかが示されています。
- 広報・周知としては、区内の小・中・高等学校や、児童館、図書館、区民活動センターなどの区有施設へのチラシ・ポスターの配布を行っています。また、SNSを活用した周知として、中野区若者情報発信アカウント(X)にて、活動の様子を発信しています。
- ティーンズ会議は、テーマに応じて地域でアクションを積み重ねることが主な活動内容ですが、多様な参加者を受け入れられるよう、様々なテーマ例を提示し、自分の興味や好きなことに応じて自由に選択できるようにしています。また、前年度の活動内容の様子を写真で発信するなどして、活動イメージを持ち、参加したいと感じてもらえるよう取り組んでいます。

取組の評価・検証

- 対象年齢が拡大され、より多くの子どもが子ども会議に参加できる事業となったことには、大変意義のあることだと考えます。

1

第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

- こうした子ども会議の取組内容を広く周知し、子ども参加が推進されていることを、子ども会議に参加していない子どもや大人に知ってもらうことが重要です。
- 子ども・若者向けの情報発信の手法として、当事者がよく利用している媒体を活用するとともに、動画による情報発信をより進めていくことが求められます。

子どもの意見表明・参加の推進

現状・成果

- 第1期での提言を踏まえ、区政運営における子どもの意見表明・参加を促進するため、子どもの意見の聴き方や留意点などを取りまとめた「子どもの意見表明・参加に関する手引き」を策定しました。
- この手引きは、区政運営において子どもの意見表明・参加の取組を進めていくにあたり、各部署が取組を行う際の参考として活用することを目的として作成しましたが、区政にとどまらず、家庭、学校、地域など、日常のあらゆる場面で子どもの意見表明・参加が保障されるよう、区はその考え方を広め、仕組みづくりや機会の確保に向けた取組を進めています。
- 子どもに関わりの深い事業計画や施設整備などについては、子ども向けの意見交換会の開催や資料の作成を行うなど、子どもの声を積極的に聴く取組を行っています。各部署の取組について、毎年度調査を行い、結果を庁内で共有しています。
- 令和7年度は、中野区子どもの権利救済委員が、区内の小・中学校で子どもの権利に関する出前授業を実施しました。今後は、区内の各小・中学校で出前授業を実施することにより、子どもたちが日常的に子どもの権利を意識できる状態となるよう、取組を進めています。

取組の評価・検証

- 情報を得て初めて参加の権利を行使できると考えるため、子どもの意見表明・参加を促進するためには、子どもへの情報提供が重要になります。

- 事業周知にあたり、振り仮名を記載するなど子どもが読みやすいチラシを作成するといった工夫のほか、「子ども会議だより」を発行するなど、子どもにとっての情報のアクセシビリティを高める工夫が必要であると考えます。
- 「子どもの意見を反映させた教育活動の推進」として、区立小・中学校に対して予算を配分し、児童・生徒が使い道を考え、実行する取組が行われています。
- これは子ども参加の先進的な事例として、当委員会においても定期的に評価・検証したいと考えています。

推進計画及び取組の評価・検証の仕組み

現状・成果

- 計画全体の実施状況や成果指標の達成状況は、子ども・子育て会議が審議し、主に推進計画の各事業の取組内容は、当委員会が評価・検証を行うというように、子ども・子育て会議と連携しながら、相補的な評価・検証を行う仕組みを確立しました。
- 当委員会が示した、3つの子どもの権利の視点からの自己評価の実施や、今後の課題・改善点を整理することにより、子どもの意見を踏まえた事業となるよう取組を進めています。

取組の評価・検証

- 「子どもの権利の視点」からの評価・検証の仕組みを導入したことは意義のあることですが、3つ目の「子どもの最善の利益」の視点からの自己評価において、行政側の見立てによる評価となっている事業が目立ちました。
- 事業を行ったことにより、子どもにとってどのような効果があったかについては、子ども当事者に直接声を聴くことのほか、間接的に施設職員や事業者などを通じ日々の運営や事業の中で、子どもの意見を聴取していくことが重要です。

- 引き続き、庁内全体に子どもの権利、意見表明・参加の視点を浸透させていき、子どもの声を踏まえた実績の評価や事業の展開が図られることが必要であると考えます。

1
第2期中野区子どもの権利委
員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関
する改善等の提言

3
第1期中野区子どもの権利委
員会の提言を受けた区の施策
の取組状況に関する検証・評価

< 付 属 資 料 >

附属資料

1

第2期中野区子ども権利委員会の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子ども権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料